

JPO派遣制度のご案内

2010年1月

1. 制度の概要

外務省では、JPO (Junior Professional Officer) 制度を実施し、将来正規の国際公務員を志望する若手邦人のために、一定期間（2年間）各国際機関で職員として勤務することにより、国際機関における正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供しております。

JPOは派遣期間終了後、引き続き正規職員として派遣先機関や他の国際機関に採用されることが期待されますが、自動的に国際機関の正規職員になることが保証されるものではありません。

勤務終了後に正規職員となるためには、通常の手続きに従って空席ポストに応募して採用される必要性があります。

2. 派遣先国際機関・地域

JPOの派遣は、外務省が派遣取決めを結んでいる国際機関が対象であり、例えば国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、世界食糧計画（WFP）、国連環境計画（UNEP）、国連人口基金（UNFPA）、国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）等があります。なお、世界銀行、IMF等の国際金融機関は派遣対象外としています。

JPOは、多くの場合、これらの国際機関の世界各地に点在する現地事務所（フィールド・オフィス）で勤務することになります。

具体的には、国際機関側から各派遣者の学歴・職歴を踏まえ適切と考えられるポストを提示され、これを受け勤務先が決定されます。

3. 人材が求められている分野

国連をはじめとする国際機関では、財務・予算、人事、IT、ロジスティクス、広報・メディア、調達等の分野や技術系、理工系の人材が広く求められています。外務省としても、従来の、開発、人権、人道、教育、保健、平和構築等の分野に加え、これらの分野で活躍する人材を、JPOとして積極的に派遣したいと考えております。

注1) JPOの給与・手当等は、すべて日本政府（外務省）の拠出により賄われ、すべての派遣される者の給与の格付はP2レベル（P2/L2/A1）ステップ1（初年時）に格付けされます（2年目はP2レベル・ステップ2）。また、手当等は国連職員の規則に基づいて支払われます。この制度により派遣される者は、派遣先機関によりJPO (Junior Professional Officer)、AE (Associate Expert)、APO (Associate Professional Officer) と称されます。

注2) JPOとしての派遣期間中に、派遣先国際機関及び派遣先事務所を異動（変更）することは、基本的に認められません。

J P O派遣候補者選考試験 2 0 0 9年度(平成21年度)第2回募集要綱

この度、外務省では先般実施した2009年度JPO派遣候補者選考試験の結果、適当数の派遣候補者がいなかったものの重要な国際機関や専門分野について若干名を補充するため、第2回選考試験を実施します。

第2次審査(面接審査)は、3月15日及び16日に東京で実施します(ニューヨーク、ジュネーブでは実施しません)。また、当試験の合格者は、2010年4月1日~2011年3月31日の間にJPOとして派遣されます。

1. 応募資格

- (1) 年齢：2009年4月1日現在、35歳以下であること(生年月日が1973年4月2日以降)
 - (2) 経歴：募集対象の国際機関に関連する分野、あるいは募集対象となる専門分野における大学院修士課程を修了し(2010年6月までに修了見込みを含む)、当該専門分野を扱う職種において2年以上の職務経験を有すること(アルバイト、在学中のインターン等は職歴とみなしません)
 - (3) 語学：英語又は仏語のうち少なくとも1カ国語で職務遂行が可能であること
これに加えて他の国連公用語(スペイン語、ロシア語、アラビア語、中国語)で職務遂行が可能な場合には第1次審査の際に考慮されます。
 - (4) 将来にわたり国際機関で働く意思を有すること
 - (5) 日本国籍を有すること
- (注1) 以下に該当する方は応募資格がありません。
- ア. 2009年に実施した2009年度JPO派遣候補者選考試験に応募した方
 - イ. 既に国際機関専門職の正規職員(コンサルタント契約、6ヶ月以内の短期雇用経験者を除く)又はJPOとしての経験を有する方
- (注2) 平成19年度及び20年度に広島平和構築人材育成センターが行った「平和構築分野の人材のためのパイロット事業」の研修を修了した場合、又は平成21年度の「平和構築人材育成事業」の研修を修了見込である場合には、選考において考慮されます。ただし、右研修修了見込みとしてJPO選考試験に応募し、合格しても、最終的に右研修を修了しない場合には、合格が取り消される場合もあります。

2. 募集対象の国際機関・専門分野

以下の各国際機関・専門分野において候補者を若干名募集します。ただし、応募者のうちで、JPOとして派遣するにふさわしい能力を持つと判断された者のみ合格とし、選考結果によっては今回募集する国際機関や専門分野において合格者がいないこともあります。

- (1) 国際機関
 - ・国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)
 - ・国連ボランティア計画(UNV)
 - ・国際労働機関(ILO)
 - ・国連工業開発機関(UNIDO)
 - ・経済協力開発機構(OECD)
 - ・国連人間居住計画(UN-HABITAT)

(2) 専門分野

広報、財務、人事、モニタリング評価(M&E)、公衆衛生の5つの分野

3. 選考方法

(第1次審査：書面審査)

- ・日本政府がJPOを派遣するにあたり、前述の応募資格を満たしているかどうか、さらに国際公務員としてふさわしい経歴等を持ち合わせているかを総合的に判断し、合否を判定します。
- ・審査は応募書類を基に行います。

(第2次審査：面接審査)

- ・第1次審査合格者に対し、受験者の経歴、専門性、資質等が将来国際機関の正規職員として勤務するのにふさわしいか判定するための面接を行います。今回の募集では、受験地は東京のみとなります。
- ・面接は基本的には日本語で行いますが、受験語を用いて職務を行う能力を判定するため、一部受験語による応答等を取り入れます。

(最終結果)

- ・第2次審査合格者に対し、合格通知書とともに外務省の方で内定した派遣先国際機関を通知します。
- ・正式な派遣先機関は、該当する国際機関から正式にポストをオファーされた段階で決定します。
- ・外務省が内定する派遣先国際機関は、受験者の経歴、専門性、資質等に加え、国際機関においてJPOとして実績を残せるかどうか、将来的な残留の可能性があるかどうか等を総合的に勘案した上で決まるもので、該当する国際機関が受入れを拒否した場合を除き、変更は認められません。

4. 応募方法

(1) 応募方法・受付期間

- ・応募書類の提出は郵送のみ受け付けます。(FAX・電子メール不可)
- ・応募書類の提出期間は2010年1月14日(木)～2010年2月24日(水)
(消印有効)
- ・国内・海外ともに2010年2月24日(水)の消印が押されたものまで審査の対象とします。

ただし、消印のないものや、消印の日付を確認できないものについては、2月24日(水)までに当センターに到着したものを審査の対象とします。特に海外からの郵送は、十分余裕を持って送付してください。

(2) 応募用紙の入手方法

- ・外務省国際機関人事センター(URL: <http://www.mofa-irc.go.jp/>)より応募用紙をダウンロードしてください。
- ・インターネットが使用できない環境にある場合には、外務省国際機関人事センター又は日本政府代表部より応募用紙を送付しますので、電話で連絡してください(「7. 問い合わせ先」を参照のこと)。

(3) 応募に必要な提出書類

所定事項を記入済みの応募用紙(和文・英文の各1部)

(今回はTOEFL、TEF等のスコアを提出する必要はありません)

5. 合格発表

第一次審査及び第二次審査の合否結果は、応募者宛に電子メールにて通知します。

第一次審査の合格発表時期：3月上旬

第二次審査の合格発表時期：3月下旬～4月上旬

6. 注意事項

- (1) 提出された応募用紙及び添付書類等は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 締切(詳細は4.(1)応募方法・受付期間を確認のこと)は厳守してください。締切を過ぎたものは理由の如何を問わず(本人の責に帰すべき事由でなくとも)選考の対象になりません。例年、締切を過ぎてからの書類の提出を嘆願する例が散見されますが、締切後に提出された書類は一切選考の対象としないのでご留意下さい。
- (3) 提出書類は必ず一括して郵送してください。後からの追加提出は理由の如何を問わず受け付けません。また、提出後の応募書類の差し替えは認められません。
- (4) 応募書類提出後に住所等連絡先に変更が生じた場合には対応しますので別途連絡してください。
- (5) 応募用紙の記入洩れ、記入誤り、提出書類の不足等、応募書類に不備があってもこちらから連絡することはありません。各自の責任において確実に記入・提出してください。
- (6) 応募書類の受領後、2月26日までに外務省国際機関人事センターから受領確認通知を各応募者に電子メールで送付するほか、合否通知も電子メールで行いますので、応募用紙には必ず電子メールアドレスを記入してください。メールの送付時期は、応募書類が人事センターに到着した時期により各自異なります。2月28日になっても通知メールが届かなかった場合は、人事センターに電話で問い合わせてください。締切日までに郵送したことが確認できる場合(配達記録郵便の控え等により宛先、送付年月日が確認できる場合)に限り対応いたします。
- (7) 途中で審査を辞退する場合は、必ず外務省国際機関人事センター宛に書面(FAXでも可)で連絡してください。連絡なく第2次審査を欠席した方については、翌年度以降のJPO選考試験に応募されても、選考対象としないことがありますのでご留意ください。
- (8) 合格後は、内定した派遣先機関への推薦を順次行っていきますが、国際機関側からのポストオファーを断った合格者は合格が取り消され、JPO派遣候補者としての資格を失うこととなります。
- (9) 2009年度試験の合格者の派遣開始時期は、2010年4月1日～2011年3月31日までとなります。この間にJPOとしての勤務を開始できない場合には、JPO派遣候補者の資格を失います。
- (10) 派遣先国際機関によっては、JPO受け入れに際して年齢制限(例：UNICEF、IFAD：派遣時32歳以下)を設けている機関もあるため、その機関を希望していても派遣できない場合があります。

7. 問い合わせ先

外務省国際機関人事センター

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

TEL: +81-(0)3-3580-3311 (内線2841)

FAX: +81-(0)3-5501-8437

国際連合日本政府代表部

Permanent Mission of Japan to the United Nations

866 United Nations Plaza, Suite 230, New York, N.Y. 10017, U.S.A.

TEL: +1-212-521-1528

FAX: +1-212-521-0676

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

Mission Permanente du Japon aupres des Organisations Internationales a Geneve3,

Chemin des Fins, Case Postale 337, 1211 Geneve 19, Suisse

TEL: +41-22-717-3111

FAX: +41-22-788-3811

在ウィーン国際機関日本政府代表部

Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Vienna

Andromeda Tower, Donau-City Strasse 6, 1220 Wien, Austria

TEL: +43-1-260-6337

FAX: +43-1-263-6750